|  |
| --- |
| 令和６年  年末年始の交通安全県民運動  実施要綱  運動のスローガン  **飲みません　今日は私が　ハンドルキーパー**    **令和６年12月21日(土) ～ 令和７年１月４日（土）**  **グラフィカル ユーザー インターフェイス  低い精度で自動的に生成された説明**  沖縄ラフ＆ピース専門学校　浅川 ひよりさんの作品  沖縄県交通安全推進協議会 |

**令和６年**

**年末年始の交通安全県民運動実施要綱**

**第１　目　的**

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正し

い交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向

けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

**第２　期　間**

　　　令和６年12月21日（土）から令和７年１月４日（土）までの15日間

**第３　主　唱**

　　　 沖縄県交通安全推進協議会

**第４　推進機関・団体等**

別紙１「沖縄県交通安全推進協議会推進機関・団体」（以下「推進機関・団体」と

　　いう。）」のとおり。

**第５　運動のスローガン**

「飲みません　今日は私が　ハンドルキーパー」

**第６　運動の重点**

　１　飲酒運転の根絶及び危険運転の防止

　２　こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と高齢運転者の交通事故防止

　３　自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

**第７　運動の重点に関する主な推進項目**

１　「飲酒運転の根絶及び危険運転の防止」に関する推進項目

令和６年９月末の飲酒絡みの人身事故発生件数は48件で、前年同期より３件減少し

ており、飲酒絡み事故の死者数は４人で前年同期と同数となっている。

一方、令和６年９月末の飲酒運転検挙件数は967件で、前年同期より127件増加し

ており、依然として飲酒運転の根絶に至っていない状況である。

　　　年末年始の連休は飲酒の機会が増えることにより飲酒運転の増加が懸念されること

から、運転者を始め広く県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故を起こした

場合の責任の重大性及び事故被害者の悲惨さを訴えて、意識改革を進める必要がある。

また、飲酒運転のほかにも妨害運転（いわゆる「あおり運転」以下同じ。）等の危険

運転による悲惨な交通事故が社会問題となっていることから、次の項目を推進する。

⑴　飲酒運転の根絶

ア　飲酒絡み交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じ、飲酒運転の

根絶に向けた地域、職場、家庭等における「飲酒運転を絶対に許さない社会環境

づくり」の促進

　 　 イ　飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動、運

転代行利用の促進及び飲酒運転をするおそれのある者に対する声掛け等の励行

　　　ウ　飲酒運転の悪質性・危険性、アルコール等の知識や被る代償等の周知を図り、

飲酒運転をしない意識作りの促進

エ　飲酒運転で検挙される者の多くが、午前６時から午前９時に多いことから、飲

　　　　酒翌日の運転に支障のない適量飲酒に関する啓発（二日酔い運転の防止）

オ　飲酒運転をしようとしている者又は飲酒運転をするおそれのある者に対し、飲

　　　　酒運転をしないよう声掛けをするなど、状況に応じた適切な対応を講ずる取組の

促進

　　　カ　運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使

用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進

　　　キ　その他、「令和６年度沖縄県飲酒運転根絶県民運動実施要綱」に示した運動の

実施事項の推進

⑵　危険運転の防止

　　　ア　妨害運転等の悪質性・危険性の広報啓発と罰則についての周知

　　　イ　「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダー

の普及促進等に関する広報啓発の推進

２　「こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と高齢運転者の交通事故防止」

　に関する推進項目

令和６年９月末のこども（中学生以下）と高齢者（65歳以上）関連の交通人身事故

は、こどもが152件、高齢者が676件であり、死者数はこども１人に対し、高齢者は

13人となっている。（高齢者の死者数13人のうち、運転中が４人、道路横断中は９人）

また、高齢運転者による第１当事故は461件であり、前年同期より15件増加してい

る。

次代を担うこどものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ること及び令和

　　６年９月末の交通事故死者数（34人）のうち、約４割を高齢者が占めており、高齢運

転者による第１当事故も多発しているという厳しい交通情勢に的確に対処するため、

こどもとその保護者及び高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、一般の運転者、

その他の交通参加者のこどもと高齢者に対する保護意識の醸成を図ることを目的に、

次の項目を推進する。

⑴　歩行者の交通ルール遵守の徹底

ア　歩行者に対し横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従う

　　　　こと等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動と

して運転者に対して手を上げるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認して

から横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す呼びかけの

推進

イ　歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・負傷者が多い）を

　踏まえた交通安全教育等の推進

ウ　安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教

　育関係者からの幼児・児童への教育の推進

エ　高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断中が多いなど）を踏ま

え、高齢者自身が、加齢に伴って生じる身体機能の変化（例えば、認知機能の低

下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し

安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

⑵　歩行者の安全の確保

ア　通学路、未就学児を中心に、こどもが日常的に集団で移動する経路等における

見守り活動等の推進

イ　反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進

ウ　通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

⑶　運転者の交通ルールの遵守の徹底

　　　ア　交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気

持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け

　　　イ　横断歩道に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速

度で進行する義務及び横断歩道における歩行者等優先義務の徹底等、模範的な運

転の推進

ウ　夕暮れ時における早めの前照灯の点灯及び夜間の対向車や先行車がいない状況

における走行用前照灯（いわゆる「ハイビーム」）活用の推進

⑷　高齢運転者の交通事故防止

ア　高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、

疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）が運転に及ぼす

影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進

　　　イ　衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称：

サポカー）の普及啓発とサポカー限定免許制度に関する広報啓発の推進

　　　ウ　身体機能の変化等により運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談

窓口の積極的な周知及び利用促進

　　　エ　運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発に

よる自主返納の促進

　　　オ　70歳以上の運転者に対する高齢者マークの使用促進、高齢者マークを表示して

いる自動車への保護義務の周知徹底

　　　カ　高齢者の運転に関する家庭内での話し合いの促進

３　「自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹

底」に関する推進項目

令和５年４月１日から全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務化

されたが、全国的にみても着用率が未だに低いのが現状である。

　　　また、自転車乗用中における乗車用ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較

して高く、自転車乗用中死者の人身損傷主部位は、頭部が半数以上となっている。さ

らには、自転車乗用中の死亡・重傷事故では自転車側の多くに法令違反が認められて

いる。加えて、道路交通法の一部を改正する法律（令和４年法律第32号）の施行によ

り、令和５年７月１日から特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールが定め

られ、利用者には交通ルールを理解した上で安全に利用することが求められており、乗

車用ヘルメットの着用についても努力義務が課されている。

これらの状況を踏まえ、自転車・特定小型原動機付自転車の利用者に対して、乗車

用ヘルメットの着用と安全運転意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守を徹底

させるためにも、次の項目を推進する。

⑴　自転車利用者のヘルメット着用と安全確保

ア　全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に

関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた交通安全教育及び

広報啓発の推進

イ　夕暮れ時の早めの灯火点灯と自転車の被視認性を向上させるための反射材用品

等の取付けを促す取り組みの推進

ウ　幼児同乗中自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止

　など安全利用に関する広報啓発や幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベル

ト着用の徹底を促す取組の推進

エ　自転車利用者の安全を確保するための定期的な点検整備の促進

オ　自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取

組の推進

⑵ 自転車の交通ルール遵守の徹底と新たなルール（ながらスマホ及び酒気帯び運転

の禁止の厳格化）の周知

ア　「自転車安全利用五則」の活用による車道通行の原則、車道は左側通行、歩道

は歩行者優先等の通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法

の周知と遵守の徹底を促す取組の推進

イ　信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒

運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知

と遵守の徹底を促す取組の推進

ウ　スマートフォン等使用時や傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転の

危険性の周知と指導の徹底

エ　自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、自転車配達員に対する

街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

オ　自転車販売、レンタル事業者に対する自転車保険加入及び利用者へのルール周

　　　　知啓発の呼びかけ等の推進

キ　道路交通法の一部を改正する法律（令和６年法律第34号）の規定（令和６年５

　月24日に公布され６月を超えない範囲内に施行される、ながらスマホの禁止、酒

気帯び運転に対する罰則の創設）についての周知

⑶　特定小型原動機付自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

ア　16歳未満による運転の禁止や車道通行の原則などの周知と遵守の徹底及び被害

軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進

イ　販売事業者、シェアリング事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の安全

　利用に関する広報啓発の推進

**第８　運動の実施要領**

　　　運動の実施に当たっては、現在の厳しい交通事故情勢が県民に正しく理解・認識さ

れ、上記第６・第７に掲げた運動の重点及び推進項目の趣旨が県民各層に定着して、

県民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ち

を持って、交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、以下の要領に

従い効果的に運動を展開するものとする。

　１　推進機関・団体における実施要領

⑴ 推進機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援

協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するも

のとする。

⑵ 推進機関・団体は、組織の特性を活かして地域住民が参加しやすいように創意工

夫し、以下のような諸活動を展開又は支援するものとする。

ア　自動車教習所等の練習コース、視聴覚教材、シミュレーター等を活用した参加・

体験・実践型の各種交通安全教育の実施

イ　展示物等各種媒体を活用した街頭キャンペーン、交通安全指導、保護・誘導活

動の実施

ウ　交通安全教材や地域の交通事故実態と特徴が容易に理解できる各種資料(交通

　事故統計、広報啓発資料等)の提供

エ　有識者、交通事故被害者等による交通安全シンポジウム等の開催

オ　交通安全に関する作文、標語等の募集と活用

　 ⑶ 推進機関・団体は、交通安全キャンペーンや交通安全教育等を通じて反射材品、

明るい目立つ色の衣服等の着用の必要性、自転車安全利用五則の周知徹底、飲酒運

転の悪質性・危険性に関する広報啓発活動を展開するものとする。

⑷　推進機関･団体は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、ポスター、広報車等、各

種媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの

各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を積極的に行い、交

通安全意識の向上を図るものとする。

　　　　特に、交通安全教育の動画による配信等、ウェブサイトやＳＮＳによる情報発信

を積極的に展開するものとする。

⑸ 推進機関･団体は，所属の全職員に対し、本運動の趣旨及び重点項目等を周知し、

交通安全に関する情報を提供するほか、飲酒運転をしない、させないことはもとよ

り、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するなど、率

先して模範的な交通行動を示すよう特段の配意をするものとする。

⑹ 市町村は、事前に運動の趣旨等について広く住民に周知し、市民参加型の交通安

全運動の充実・発展を図るとともに、住民本位の運動として展開されるよう、地域

の交通事故実態、住民や交通事故被害者等のニーズなどを踏まえた実施に努めるも

のとする。

さらに、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランテ

　　　ィア等との連携を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事

故を身近なものとして意識させる交通安全活動を推進するものとする。

また、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を中心に、家庭訪問による個別

指導、高齢者と接する機会を利用した交通安全指導が推進機関・団体と地域住民の

協働により行われるように努めるものとする。

この場合、高齢者の交通事故実態に応じた具体的な指導を行うとともに、反射材

用品、明るい目立つ色の衣服等の着用効果等について理解を深め、活用を促すもの

とする。

なお、高齢化が進む交通ボランティアの活性化と若者の交通安全意識の向上を図

るため、多様な形態の運動を展開し、各種交通安全キャンペーン、街頭監視・指導活

動等への幅広い年代の参画に努めるものとする。

　　　　これらを踏まえ、市町村においては、以下の要領を展開又は支援するものとする。

ア　地域、家庭等との連携

(ｱ)　自治会、町内会、老人クラブ等との連携による、世代間交流を視野に入れた

　 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催

(ｲ)　住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による、住民側から

見た交通上の危険箇所等を積極的にくみ上げ、その把握と解消

(ｳ)　家庭内での話し合いを通じて交通安全意識の向上、安全な交通行動の実践

(ｴ)　交通事故の発生状況等、身近な交通事故実態、反射材用品や明るい目立つ色

　 の衣服等の着用効果、自転車の安全利用等、必要な資料・情報の提供と指導の

実践

(ｵ) 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する福祉関係者や地域の交

通ボランティア等と連携した家庭訪問等による交通安全指導の推進

(ｶ) 地域が一体となったこどもの見守り活動の充実

イ 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等との連携

(ｱ)　保護者、保育士、教師等との連携により、こどもと保護者が一緒に学ぶ参加・

体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中の安全な通行方法や自転車

の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーに関する教育の実践

(ｲ)　保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による、こどもの目

線から見た通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消

ウ　福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における実施要領

(ｱ)　参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中、自転車乗用中の

　　安全な交通行動等の指導

　　　 (ｲ)　関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとっ

　　　　　ての危険箇所の把握と解消

エ　職域等との連携

(ｱ) 職場の管理者、安全運転管理者、運行管理者等との連携により、事業所等の

業務形態に対応した交通安全教室等の開催

(ｲ) 飲酒運転・無免許運転・妨害運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険

性の周知

(ｳ) 横断歩道における歩行者等優先義務の徹底と歩行者等に対する思いやりのあ

る模範的な運転の実践

(ｴ) 交通法令を遵守し、適正な労働時間、運転時間管理、健康管理など体調面も

考慮した安全運転の励行

(ｵ) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正

しい使用の徹底

(ｶ) 自転車・特定小型原動機付自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用と交

通ルール遵守の徹底

(ｷ) 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加促

進

(ｸ) 安全運転管理者、運行管理者等による交通安全指導の徹底

２　協賛団体における実施要領

協賛団体は、推進機関・団体を始め他の関係機関・団体等との連携を密にして、地域

と一体となった運動が展開されるよう上記１に準じ、それぞれの組織の特性に応じた

取組を推進するとともに、職員に対して本運動の趣旨等を周知し、職員自身が率先し

て模範的な交通行動を示すよう特段の配意をするものとする。

**第９　運動の実施事項**

１ 運転者の実施事項

　　⑴　飲酒運転の危険・反社会性を十分認識し、「少しの距離だから、これくらいの量な

ら大丈夫」等という気持ちを捨て、「飲酒運転は絶対にしない」との強い信念を持つ

こと。（事故を起こしたときの代償が大きいことの認識）

また、アルコールの体内における処理にかかる時間などについて正しい知識を持

ち、適量飲酒に努める。（二日酔い運転の防止）

　　⑵　無免許運転・妨害運転の悪質性、危険性について認識するとともに、無謀運転、暴

走行為の反社会性を自覚し、正しい交通マナーを実践することにより人に優しい運

転を心がける。

⑶　シートベルトを自ら正しく着用するとともに、助手席同乗者だけでなく、後部座

　席同乗者にも正しく着用させる。

　 ⑷　幼児・児童を同乗させる場合は、こどもの体格に合ったチャイルドシート等を正

　　　しく装着させる。

　　⑸ 走行中の車間距離に注意し、優先妨害、割り込み等による事故を常に意識して運

　　　転に臨む。

　　⑹　歩道や路側帯に立っている歩行者を発見したら、「横断するかもしれない」と考

え、その動静に注意し、万が一に備えた走行を行う。

　 ⑺　歩行者や対向車に自車の接近を知らせるために「見せること、見られること」の

「早めのライト点灯」を励行する。

⑻　対向車や先行車がいない状況においては、走行用前照灯（いわゆるハイビーム）

　の使用を心がけ、夜間の交通事故防止に努める。

⑼　運転中のスマートフォン操作等、いわゆる「ながら運転」をしない。

　 ⑽ 「高齢運転者標識（高齢運転者マーク）」を付けた車両や高齢歩行者の保護に徹

　　　した「高齢者への思いやり」を基調とした安全運転を励行する。

　 ⑾ 高齢運転者は、参加・体験・実践型等の交通安全教育や運転適性診断を積極的に

　　　受けるとともに、加齢に伴う自分自身の身体機能の変化を意識し、運転適応能力に

応じたゆとりのある運転を励行する。

⑿　二輪車の運転者は左折時の巻き込みや、右折車と直進車による事故には十分配意

　すること。また、二輪車安全運転５則を遵守し、渋滞時及び走行時のすり抜けや、無

　理な車線変更等危険な運転をしない。

　　⒀　自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と、万が一に備えた自転車保険の積極的な

加入、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道通行が可能な場合は車道寄りを徐行

するなど「自転車安全利用五則」に定める通行方法や自転車通行空間が整備された

箇所における通行方法を遵守する。

　２　地域・家庭における実施事項

⑴　飲酒運転・無免許運転・妨害運転等の危険性、迷惑性、反社会性及び事故の及ぼ

　す影響の大きさについて家族で話し合い、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの

実践を習慣付ける。

⑵　自動車(二輪車)で出かける際は、速度超過等無謀運転や飲酒運転を絶対にしない

　　　よう、また、シートベルト・チャイルドシート、二輪車はヘルメット及びプロテク

ターを着用するよう、家族、友人等の同行者がお互いに声かけを励行する。

⑶　各種行事を通じて、飲酒運転・無免許運転・妨害運転等の危険性、迷惑性、反社会

性や事故を起こしたときの責任の重大性について認識させ、飲酒運転・無免許運転・

妨害運転等を許さない気運の醸成を図る。

⑷　地域で行う会合等で交通事故被害者の声、体験を生かした啓発活動を推進し、飲

酒運転、妨害運転等の危険運転の追放気運の醸成を図る。

⑸　各種行事・会合や家庭向け広報媒体（回覧板、チラシ）を活用し、早めのライト点

灯と反射材の必要性についての啓発に努める。

⑹　高齢者に接するあらゆる機会を利用して、交通安全思想の普及に努めるとともに、

高齢者と暮らす家族の役割の重要性を理解し、家庭における交通安全教育を実践す

るほか、外出時の声かけなどに努める。

⑺　交通安全講習会への積極的な参加などにより、飲酒運転の危険性、歩行時の事故

　状況、交差点事故状況等をよく理解し、交通安全について家族ぐるみで考える。

⑻　高齢運転者のいる家庭等では、身体機能の変化等により運転に不安を覚えること

がないかなどについて家族間で話し合い、運転免許証の自主返納について検討する。

⑼　運転中・歩行中のスマートフォン操作等、いわゆる「ながら運転」、「歩きスマホ」

について、その危険性を認識する。

３　職場における実施事項

　 ⑴　従業員に対して交通安全指導をする際は、こどもと高齢者の行動特性を理解させ、

その近くを走行するときは、スピードを落としてゆとりを持った思いやり運転を実

践することを指導し、こどもと高齢者を交通事故から守る意識の高揚を図る。

⑵　事業所等において、高齢運転者の健康増進を図るとともに、高齢運転者に対して

は、運転適性診断等の一層の活用に努め、交通事故防止を図る。

⑶　事業所等の管理者は、朝礼、日常点検等の機会をとらえ、従業員に対しシートベ

　ルト及びチャイルドシートの正しい着用について繰り返し指導し、事業所総ぐるみ

で着用の習慣付けを図るとともに、社内広報紙（誌）等を活用し啓発に努める。

⑷　二輪車・自転車等を運転する際は、ヘルメットを正しく装着（あごひもの装着等）

することと、すり抜け運転は絶対にしないことを繰り返し指導し、二輪車・自転車

等の事故防止に努める。

⑸　あらゆる機会を利用し、早めのライト点灯の効果、必要性について啓発し、職場

　ぐるみで、「早めのライト点灯」の環境作りに努める。

　 ⑹　対向車や先行車がいない状況においては、走行用前照灯（いわゆるハイビーム）

　　　の使用を心がけ、夜間の交通事故防止に努めるよう周知を図る。

⑺　運転中・歩行中のスマートフォン操作等、いわゆる「ながら運転」、「歩きスマホ」

について、危険性の周知を図る。

⑻ 朝礼や会議等の人が集まるときに、飲酒運転の悪質性、危険性及び反社会性を各

　人に認識させ、自らの職場から飲酒運転者を絶対に出さない等飲酒運転の追放気運

醸成を図る。

　　⑼　安全運転管理者の設置を要する事業所（乗車定員11人以上の自動車を１台以上又

は、乗車定員10人以下の自動車を５台以上使用している事業所）は、運転者に対す

る運転前後のアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認及びその記録を１年

間保存する等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底を図る。

４　推進機関・団体における実施事項

別紙２「推進機関・団体の実施事項」のとおり

**第10　報告**

各市町村交通安全推進協議会（各市町村）は、本運動の実施結果を「別記様式」によ

り、令和７年１月24日（金）までに、沖縄県交通安全推進協議会幹事長（沖縄県生活

福祉部生活安全安心課長）に報告するものとする。

　　　なお、本運動に関する施策等でマスコミ等から大きな反響を得たものについては、

当該新聞記事等を添えて、その都度、報告願います。

別紙１

　　　沖縄県交通安全推進協議会 推進機関・団体　【順不同】

　　　官公庁 　 青少年・福祉関係団体

　　　　沖縄県 　　 　 　　公益社団法人沖縄県青少年育成県民会議

　　　　市町村 　　 　　　 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会

　　　　沖縄県警察 　　 　 　 　財団法人日本ボーイスカウト沖縄県連盟

　　　　沖縄県教育委員会 　　 　 　 　社団法人ガールスカウト日本連盟沖縄県支部

　　　　沖縄県市長会 　　 　 　 　公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会

　　　　沖縄県町村会 　　 　 　 　沖縄県公民館連絡協議会

　　　　内閣府沖縄総合事務局 　　 　 　 　社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会

　　　　在沖縄自衛隊 　　 　 　 　社会福祉法人沖縄県視覚障害者福祉協会

　　　　沖縄労働局 　　 　 　 　沖縄県知的障害者福祉協会

　　　　沖縄気象台 　　　 　 　社会福祉法人沖縄県身体障害者福祉協会

　　 　 　 　公益財団法人沖縄県交通遺児育成会

　　　交通・運輸関係団体 　　　 　沖縄県青年団協議会

　　　　公益財団法人沖縄県交通安全協会連合会

　　　　西日本高速道路(株)九州支社沖縄高速道路事務所　 その他関係機関団体

　　　　沖縄県交通安全母の会連絡協議会 　　　　　一般社団法人沖縄県経営者協会

　　　　公益社団法人沖縄県トラック協会 　　 　　　一般社団法人沖縄県建設業協会

　　　　一般社団法人沖縄県バス協会 　　 　 　　一般社団法人沖縄県銀行協会

　　　　一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会 　　　日本赤十字社沖縄県支部

　　　　沖縄県個人タクシー事業協同組合 　　 　　　一般社団法人沖縄県医師会

　　　　沖縄中部個人タクシー事業協同組合 　　 　　　沖縄県清涼飲料協会

　　　　那覇個人タクシー事業協同組合 　　 　　　沖縄県社交飲食業生活衛生同業組合

　　　　琉球個人タクシー事業協同組合 　　 　 　日本青年会議所沖縄地区協議会

　　　　一般社団法人沖縄県レンタカー協会 　　 　　　全国共済農業協同組合連合会沖縄県本部

　　　　一般社団法人日本自動車連盟沖縄支部 　　 　　　沖縄県消防長会

　　　　一般社団法人沖縄県指定自動車学校協会 　　 　　　公益財団法人沖縄県消防協会

　　　　沖縄県自動車販売協会 　　 　　　沖縄県人権擁護委員連合会

　　　　沖縄県中古自動車販売協会 　　 　 　　建設業労働災害防止協会沖縄県支部

　　　　沖縄県軽自動車協会 　　 　　　沖縄県石油商業組合

　　　　沖縄県二輪車普及安全協会 　　 　　　一般社団法人沖縄県労働基準協会

　　　　沖縄県自転車商協同組合 　　 　　　沖縄弁護士会

　　　　一般社団法人沖縄県自動車整備振興会 　　　　　沖縄県内各ライオンズクラブ

　　　　沖縄県自動車整備商工組合 　　 　　　沖縄県内各ロータリークラブ

　　　　軽自動車検査協会沖縄事務所 　　　　　在日米軍沖縄事務所

　　　　独立行政法人自動車事故対策機構沖縄支所 　　　　　沖縄県保護司会連合会

　　　　自動車安全運転センター沖縄県事務所 　　　　　沖縄県飲食業生活衛生同業組合

　　　　日本道路交通情報センター那覇センター 　　　　　一般社団法人日本損害保険協会沖縄支部

　損害保険料算出機構沖縄自賠責損害調査事務所 　　　沖縄県酒造組合

　 　　　一般財団法人沖縄県自動車標板協会　　　　　　　　 　一般社団法人沖縄県損害保険代理業協会

　　　　一般社団法人全国道路標識・標示業協会沖縄支部 　　 　　　　　　　　　　　　（以上９１機関団体）

　　　　私鉄沖縄県労働組合連合会

　　　　沖縄都市モノレール株式会社

|  |
| --- |
| 協賛団体  沖縄タイムス社　　　 朝日新聞那覇支局  琉球新報社　　　　　 毎日新聞那覇支局  琉球放送　　　　　　 読売新聞那覇支局  ラジオ沖縄　　　　　 産経新聞那覇支局  沖縄テレビ　　　　　 共同通信那覇支局  琉球朝日放送　　　　 時事通信那覇支局  エフエム沖縄　　　　 日本テレビ那覇支局  ＮＨＫ沖縄放送局　　 日本経済新聞那覇支局  宮古新報　　　　　　 宮古テレビ  宮古毎日新聞　　　 　石垣ケーブルテレビ  八重山日報  八重山毎日新聞　　　　 　（以上２２団体） |

　教育関係団体

沖縄県小学校長会

沖縄県中学校長会

　　 沖縄県高等学校長協会

　　　 沖縄県幼稚園協会

　 沖縄県私立保育園連盟

　　　 一般社団法人沖縄県ＰＴＡ連合会

　　　 沖縄県高等学校ＰＴＡ連合会

　　　 一般財団法人沖縄県私学教育振興会

　　　 社会福祉法人日本保育協会沖縄県支部

　　　 沖縄県保育士会

　　　 沖縄県高等学校生徒指導研究会

　　　 沖縄県学校安全教育推進協議会

　　　 体力づくり沖縄県民会議

　 　　沖縄県教職員組合

　　 　独立行政法人日本スポーツ振興センター沖縄県支部

別紙２

推進機関・団体の実施事項

|  |  |
| --- | --- |
| 県 | １　市町村、関係機関・団体等との連絡調整及び地域における交通安  全運動推進の支援  ２　ポスター・チラシ・懸垂幕等広報資料による啓発活動  ３　広報車等による交通安全広報の実施  ４　ラジオ、新聞等マスメディアを活用した交通安全広報の実施  ５　その他、交通安全活動の推進 |
| 市　町　村 | １　推進会議の開催と地域住民に対する交通安全運動の周知  ２　市町村広報紙（誌）等による地域住民への交通安全の啓発  ３　交通指導員等との連携による街頭指導の実施  ４　ポスター・チラシ、横断幕等広報資料による啓発  ５　広報車等による地域内の交通安全広報の啓発  ６　自治会放送等の有（無）線放送による交通安全広報の実施  ７　各種の交通安全教育及び講習会の開催  ８　老人クラブ等と連携したヒヤリ地図作製の推進  ９　スクールゾーン・シルバーゾーン等の交通安全施設の点検  10　その他、交通安全活動の推進 |
| 警　　　察 | １　飲酒運転や速度違反、暴走行為等、悪質・危険・迷惑性の高い違　反の取締り強化  ２　二輪車及び自転車等に対する取り締まりを強化し、正しいヘルメ  ットの着用（あごひもの装着等）の指導を徹底する。  ３　交差点違反（信号無視、一時不停止違反、歩行者妨害等）の取り  　締まり強化  ４　高齢者及び児童・生徒等への交通安全教育の実施  ５　ポスター・チラシ・懸垂幕等による広報啓発活動  ６　地域交通安全活動推進委員による啓発活動の実施  ７　交通安全施設の整備・充実  ８　関係機関・団体に対する交通事故統計分析資料の提供  ９　交通安全協会連合会(地区安協)等の関係団体との連携による各種  活動の推進  10　その他、交通安全活動の推進 |
| 教育委員会 | １　児童、生徒等に対する交通安全教育の徹底  ２　ＰＴＡ等との連携による登下校(園)時における街頭指導の充実  ３　学校新聞や学級連絡票等による児童生徒及び保護者に対する啓発  ４　シートベルト・チャイルドシートの普及の高揚  ５　暴走族三ない運動の児童、生徒への周知徹底  ６　広報活動その他交通安全活動の推進  ７　高等学校における参加・体験・実践型の交通安全教室の開催 |
| 道路管理者 | １　定期的な道路パトロールの実施  ２　交通安全施設の点検整備の実施  ３　道路における障害物の除去等道路交通環境の整備  ４　その他、交通安全活動の推進 |
| 交通安全協会連合会  (地区安全協会) | １　各地区交通安全協会（連合会）等との連携による推進  ２　ポスター・チラシ、横断幕等による啓発  ３　街頭広報車等による飲酒運転根絶の呼び掛けを含む交通安全広報  活動の実施  ４　街頭指導活動の実施  ５　推進機関・団体の行う各種行事に対する協力・支援活動  ６　反射材用品及び高齢者運転標識の貼付・普及促進  ７　こどもと高齢者の交通事故防止等重点事項に関するキャンペーン  の実施  ８　各種イベントを通じての参加・体験・実践型交通安全教育の実施  ９ 事業所における安全運転管理活動の促進  10 その他、交通安全活動の推進 |
| 交 通 安 全  母（友）の会 | １　各種会合の場を利用した交通安全講習会、研修会の開催  ２　家庭、地域に根ざした交通事故防止キャンペーンの推進  ３　街頭指導の実施  ４　高齢者のいる家庭などへの積極的な訪問指導の実施  ５　その他、交通安全活動の推進 |
| そ の 他  推進機関･団体と協賛団体 | １　交通安全運動に伴う連絡会議の開催  ２　職員等に対する交通安全運動の周知徹底  ３　社内放送施設等を活用した広報の実施  ４　広報誌（社内誌）等による交通安全の啓発  ５　ポスターや立て看板等の掲出による広報  ６　職員等に対する交通安全教育の徹底  ７　その他、交通安全活動の推進 |

**各種運動のスローガン**

**飲酒運転四（し）ない運動**

|  |
| --- |
| 運　転　者　は　　・ 運転するなら酒を飲まない  　　　　　　　　　・ 酒を飲んだら運転しない  家庭・地域では　　・ 運転する人に酒をすすめない  　　　　　　　　　・ 酒を飲んだ人に運転させない |

**安全運転５則**

|  |
| --- |
| １　シートベルトを着用し、安全速度を守る  ２ カーブの手前ではスピードを落とす  ３　交差点では必ず安全を確かめる  ４　一時停止で横断歩行者の安全を守る  ５　飲酒運転は絶対にしない |

**高速交通安全５則**

|  |
| --- |
| １　シートベルトを着用し、安全速度を守る  ２　十分な車間距離をとる  ３　割り込みをしない  ４　わき見運転をしない  ５　路肩を走行しない |

**車線を守る五つの基本**

|  |
| --- |
| ・　キープレフトの励行  ・　安全な速度の励行  ・　飲酒運転はしない  ・　無理な追い越し、割り込みはしない  ・　路上駐車をしない |

**二輪車安全運転５則**

|  |
| --- |
| １　カーブの手前ではスピードを落とそう  ２　安全速度は必ず守ろう  ３　交差点では必ず安全を確かめよう  ４　急な進路変更や割り込みはやめよう  ５　ヘルメットは正しくかぶろう（あごひも装着の徹底） |

**暴走族三ない運動**

|  |
| --- |
| ☆　暴走行為をしない  ☆ 暴走行為をさせない  ☆　暴走行為を見に行かない |

**自転車安全利用五則**

|  |
| --- |
| １　車道が原則、左側を通行  歩道は例外、歩行者を優先  ２　交差点では信号と一時停止を守って、安全確認  ３　夜間はライトを点灯  ４　飲酒運転は禁止  ５　ヘルメットを着用 |